

春日井市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者の自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の事故による負傷の軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒等 市内に住所を有し、かつ、当該年度末時点の満年齢が7歳以上18歳以下である者をいう。
- (2) 高齢者 市内に住所を有し、かつ、当該年度末時点の満年齢が65歳以上である者をいう。
- (3) 保護者 児童生徒等の親権者、未成年後見人その他児童生徒等を現に監護する者をいう。
- (4) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けたものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078）
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したC P S
Cマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、
市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、
次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) ヘルメットを着用する児童生徒等の保護者又は高齢者であること。
- (2) 春日井市暴力団排除条例(平成23年春日井市条例第28号)第2条第2号に
規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密
接な関係を有する者でないこと。
- (3) 過去にこの補助金の適用を受けていないこと(他の自治体で、同様の補助
金の適用を受けていないことを含む)。
- (4) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) ヘルメット購入後に発生した事故等について、市が一切の責任を負わない
ことについて了承すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める者については、補助金の交付を
受けることができる。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、児童生徒等又は高齢者が着用する新品のヘル
メットを、市内の販売店で前年度の3月1日から当該年度の2月末日までに購
入する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、ヘルメットの購入に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、2,000
円を限度とする。

2 前項に規定する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、ヘルメットを着用する児童生徒等又は高齢者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付の申請等)

第7条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日井市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 支払いの手続きが完了したことを証する書類（購入日、ヘルメットの価格及び店舗名が確認できるもの）

(2) ヘルメットのメーカー、品名及び第2条第4号に掲げる安全基準を満たしていることが確認できる書類の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第3条の市長が別に定める期日は、当該年度の2月末日までとする。

3 規則第9条の規定による実績報告は、第1項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条の市長が定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過する日とする。

(補助金の交付決定等)

第9条 規則第4条の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めた時は、春日井市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めた時は春日井市自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付

を行うものとする。

(検査等)

第10条 市長は、申請者に対し補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により支払を受けたとき又は前条に規定する検査に正当な理由なく応じないときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月10日から施行し、改正後の春日井市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定は令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。